

事務連絡
令和3年12月27日

各地方整備局等総務部会計課担当者 殿
企画部広域計画課担当者 殿
各地方公共団体
社会資本整備総合交付金担当者 殿

国土交通省大臣官房
社会資本整備総合交付金等総合調整室

令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて

平素より、国土交通行政の推進についてご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
近年、風水害・土砂災害が激甚化・頻発化する中、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）及び「水防法」（昭和24年法律第193号）においては、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画を策定することを義務づけるとともに、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）においては、市町村に対して、避難行動要支援者名簿を作成した上で、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することとしています。

本年10月20日に行われた財政制度等審議会では、「平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性に鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定等が確実に行われるよう、こうした対策を行っていない地域に対してハード整備におけるディスプレイを設けるべき。」との指摘がなされました（資料）。これを踏まえ、地域の防災・減災、安全の確保を推進するため、防災・安全交付金の重点配分対象について、令和5年度以降の予算で以下及び別紙のとおり見直しを行います。

（1）令和5年度予算における対応

土砂災害防止法第8条の2及び水防法第15条の3に基づく避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設が存在し、かつ、災害対策基本法第49条の11に基づく避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村（以下「該当市町村」という。）が単独で策定した整備計画については、重点配分の対象外といたします。また、該当市町村が単独で都道府県と策定する整備計画についても同様といたします。

(2) 令和6年度以降の予算における対応

該当市町村が策定主体に含まれる整備計画は全て、重点配分の対象外といたします。

ただし、本年7月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設については、当面の間、上記(1)及び(2)の運用の対象外といたします。

つきましては、令和5年度以降の運用に向けて、防災や福祉を担当する部局とも連携し、避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設に対して計画策定指導を行っていただくとともに、避難支援者に対して避難行動要支援者名簿の提供を進めていただきますようお願い申し上げます。

土砂災害防止法及び水防法に基づく避難確保計画策定に係る留意事項については、水管理・国土保全局からも改めて通知を発出いたします。

以上

<添付資料>

資料 財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会(令和3年10月20日)資料1
「社会資本整備」(抜粋)
別紙 重点配分の考え方

(参照条文)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)(抄)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)(抄)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 性別
 - 四 住所又は居所
 - 五 電話番号その他の連絡先
 - 六 避難支援等を必要とする事由
 - 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主

防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

- 土砂災害防止法や水防法に基づくハザードエリアの指定はここ10年で大きく進展。
 - 他方、市町村の監督の下、要配慮者利用施設※の所有者等に義務づけられている避難確保計画の策定を行っていない施設は3割強、避難支援者に対して避難行動要支援者名簿の情報を提供していない市町村は1割強存在。
- ※社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

全国の土砂災害警戒区域等の指定状況推移



○要配慮者に関する法令上の義務

①「避難確保計画」の作成等 (要配慮者利用施設の所有者又は管理者)	②「避難行動要支援者名簿」の作成等 (市町村長)
土砂災害防止法8条の2、水防法15条の3	災害対策基本法49条の10、49条の11

①要配慮者施設の「避難確保計画」の作成状況

	土砂災害防止法	水防法
市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数	19,261	96,508
うち、 <u>避難確保計画を作成した施設の数</u>	12,666 (65.8%)	63,776 (66.1%)
うち、 <u>計画に基づく避難訓練を実施した施設の数</u>	5,305 (27.5%)	24,872 (25.8%)

※R3.3.31時点

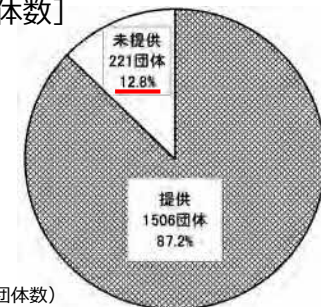
洪水浸水想定区域の指定状況推移



※1 H22～H25年度にかけて、河川事務所ごとの公表から河川ごとの公表に変更したため、計画規模公表数が減少している
 ※2 H27年度より想定最大規模の洪水に係る区域に拡充、翌年より反映を実施
 ※3 「計画規模」は、10～100年に1回程度発生する降雨規模を想定

②平常時からの避難支援等関係者への「避難行動要支援者名簿」の提供状況

[名簿の全部または一部を提供した団体数]



防災・減災に資するソフト対策の強化

- 平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性に鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定等が確実に行われるよう、こうした対策を行っていない地域に対してハード整備におけるディスインセンティブを設けるべき。
- また、土砂災害特別警戒区域において、都道府県知事が行った移転勧告の事例は、平成13年の制度創設以来2戸しかないため、事前のリスク回避につながる移転勧告がより積極的に行われるような運用改善を検討すべき。

特別養護老人ホーム「千寿園」（熊本県球磨村）

「令和2年7月豪雨」において浸水。全員が避難ができず、入所者14名の犠牲者が発生。



避難確保計画を作成していたが、**土砂災害のみを対象**としていた。

※これまで千寿園は浸水しておらず、球磨川の導流堤も完成したため千寿園周辺の大規模水害の可能性は低いと考えていた。

【土砂災害防止法】

第二十六条

都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(参考)

土砂災害警戒区域等に居住する世帯の状況 ※全国における推計	
総世帯数 (主世帯数の合計)	51,984,188 (100%)
土砂災害警戒区域等に 居住している世帯の合計	1,571,019 (3.0%)
-土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	1,369,216 (2.6%)
-土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	201,803 (0.4%)

特別養護老人ホーム「愛幸園」（秋田県大仙市）

愛幸園では、平成29年7月の大雨において迅速な避難が行われた。

洪水に対する避難確保計画を追加改正 (H28.10)

【避難路計画】
往路と復路を事前に設定

【避難基準水位】
H23.6.24洪水時の水位を基に、基準水位（神宮寺水位6.60m）を設定

【避難訓練】
避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施



福岡県における土砂災害防止法第26条に基づく移転等の勧告

移転等の勧告に至るまでの経緯

- H25.12.24 区域指定告示
- H28.6.22 斜面崩壊発生、避難勧告発令
- H28.11.27 学識者による現地調査
- H28.11.30 県知事から対象者(2名)へ移転等の勧告を実施
- H29.2.28 2戸の除去工事完了



令和5年度

- ①避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない市町村(以下「該当市町村」という。)が単独で策定する整備計画は重点配分の対象外。
- ②該当市町村が単独で都道府県と策定している整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市**・・・避難確保計画**未策定**の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供していない**
- C市**・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画**策定済**、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供済**
- D県**・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分対象外 (①に該当)
整備計画β	A市、D県	重点配分対象外 (②に該当)
整備計画γ	A市、B市、C市	配分の考え方に記載の条件を満たせば重点配分対象に
整備計画δ	A市、B市、D県	配分の考え方に記載の条件を満たせば重点配分対象に

重点配分の考え方(令和6年度以降)

令和6年度以降

避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない自治体が策定主体に含まれる整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市**・・・避難確保計画**未策定**の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供していない**
- C市**・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画**策定済**、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供済**
- D県**・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分対象外
整備計画β	A市、D県	重点配分対象外
整備計画γ	A市、B市、C市	重点配分対象外
整備計画δ	A市、B市、D県	重点配分対象外